

特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5802739号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

可動基板上に過渡熱プロファイル処理を提供する  
ための装置

特許権者  
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 テキサス 75251, ダ  
ラス, メリット ドライブ 12221,  
スリー フォレスト プラザ, スイート 9  
30  
国籍 アメリカ合衆国  
エヌシーシー ナノ, エルエルシー

発明者  
(INVENTOR)

シュローダー, カート エー.  
マックール, スティーブン シー.  
ジャクソン, ダグラス ケー.

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2013-503973

出願日  
(FILING DATE)

平成23年 4月 8日(April 8, 2011)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

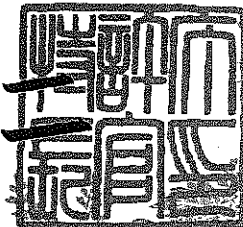
平成27年 9月 4日(September 4, 2015)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成27年 9月 4日(September 4, 2015)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 伊



**重要** 特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願ひします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要とす。
- ・追納できず期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日間の末日となります。

特許証送付先  
住所  
〒530-0011  
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪  
タワーC 山本特許法律事務所

氏名  
山本 秀策  
様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5802739号  
登録日 平成27年 9月 4日  
出願番号 特願2013-503973  
出願日 平成23年 4月 8日  
請求項の数 8  
納付年分 第3年分まで  
受領金額 11,700円  
受領日 平成27年 8月31日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成30年 9月 4日
第5年分	平成31年 9月 4日
第6年分	平成32年 9月 4日
第7年分	平成33年 9月 4日
第8年分	平成34年 9月 4日
第9年分	平成35年 9月 4日
第10年分	平成36年 9月 4日
第11年分	平成37年 9月 4日
第12年分	平成38年 9月 4日
第13年分	平成39年 9月 4日
第14年分	平成40年 9月 4日
第15年分	平成41年 9月 4日
第16年分	平成42年 9月 4日